

議第七十一号

岐阜県税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

令和三年三月三十一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めらる。

令和三年五月七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「法第五十三条第四十六項の総務省令で定める」を「施行規則第三条の三の三第一項に規定する」に、「第三条の三の三第一項」を「第三条の三の三第四項」に改め、同条第六項中「第三条の三の三第二項」を「第三条の三の三第五項」に改め、同条第七項中「第三条の三の三第三項」を「第三条の三の三第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第九項中「第三条の三の三第五項」を「第三条の三の三第八項」に改める。

第四十四条の二第一項中「法第七十二条の三十二第一項の総務省令で定める」を「施行規則第五条の二第一項に規定する」に、「第五条の二」を「第五条の二第四項」に改める。

第七十一条の十五第三項中「免税軽油使用者ごとに記名捺印した」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第七十二条の八第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、「という。」の下に「に百分の六十五を乗じて得た数値」を加え、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第七十二条の八第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第六項」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第七十二条の八第一項第二号イ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第七項」に改め、同号イ(1)(i)中「第九条の二第十六項」を「第九条の二第十八項」に改め、同号イ(1)(ii)中「第九条の二第十七項」を「第九条の二第十九項」に改め、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第一項第二号ロ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第八項」に改め、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第一項第三号ニを削り、同号ハ中「第九条の四第十項」を「第九条の四第十三項」に改め、同号ハ(1)(i)中「第九条の二第二十四項」を「第九条の二第二十九項」に改め、同号ハ(1)(ii)中「第九条の二第二十五項」を「第九条の二第三十項」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「第九条の四第八項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号イ(1)(i)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十九項に規定するもの（次項第三号イ(1)において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）を「平成三十年軽油軽中量車基準」に改め、同号イ(1)(ii)中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）を「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十二項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十三項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第二項第一号ロを削り、同号ハ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年

石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第二項第三号ニを削り、同号ハ中「第九条の四第二十一項」を「第九条の四第二十二項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第九条の四第二十項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

- (1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第七十二条の八第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項（第一号イからハまで）」を「第一項（第一号イからニまで）」に、「第二項（第一号イからハまで）」を「第二項（第一号イ及びロ）」に改め、「規定は、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十一項に規定する方法並びに」を加え、「第九条の二第二十七項」を「第九条の二第三十二項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十三項」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ(2)	エネルギー消費効率（法第四百四五条第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が基準エネルギー消費効率（法第四百四十五条第五号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基	第四項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一
エネルギー消費効率（法第四百四五条第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が基準エネルギー消費効率（法第四百四十五条第五号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基	第四項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一	

費効率に百分の百十五

消費効率に百分の百四十四

第七十二条の八に次の一項を加える。

5 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十五項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十六項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の九十四
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九

第二項第一号イ(2)、 第二号ロ及び第三号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費 効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費 効率に百分の八十七
----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

附則第六条の二中「第四条の五第五項」を「第四条の五第八項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

附則第七条第一項中「平成二十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第二号ニ中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条第十三項中「附則第三条の二の十八第一項」を「附則第三条の二の十九第一項」に、「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第十四項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第十五項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十四項」に改め、同条に次の二項を加える。

16 都市再生特別措置法第九十九条の七第二項第一号に規定する者が同法第九十九条の九の規定による公告があつた同法第九十九条の七第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

17 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第七条第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する。

附則第七条の二第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
附則第七条の四第一項、第四項、第五項及び第七項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第七条の五第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の三第一項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」及び「特定保有株式」を削る。

附則第十二条の四第一項、第五項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の八第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第十二条の九第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第十二条の九第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第十二条の九第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十二条の九第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同項第二号中「附則第四条の十一第四項」を「附則第四条の十一第五項」に改め、同条第三項中「附則第四条の十一第五項」を「附則第四条の十一第六項」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同項第二号中「附則第四条の十一第六項」を「附則第四条の十一第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項並びに次条第二項第二号において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第四十一条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）、同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下

この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第七十二条の七の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の九第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）又はバス（施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に、「附則第四条の十一第十六項」を「附則第四条の十一第十七項」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第四条の十一第十七項」を「附則第四条の十一第十九項」に、「同条第十八項」を「同条第二十二項」に、「同条第十七項第一号ハ」を「同条第十九項第一号ハ」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十三条第一項中「次項第一号及び次条第三項」及び「次項第二号及び次条第三項」を「以下この条及び次条第三項」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次条第六号」を「以下この条」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三

十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、「第七十三条の」を「同条の」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第一項に規定するもの」の下に「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）を、「もの（以下この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第五項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第一号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第一号イ(1)(i)」を「同号イ(1)(i)」に改め、同項第六号中「第七十二条の八第一項第三号イ(1)」を「第七十二条の八第一項第三号イ(1)」に改め、「平成三十年軽油軽中量車基準」の下に「（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、「同号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)」に改め、「平成二十一年軽油軽中量車基準」の下に「（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、「同条第三項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第七十三条の」を「同条の」に改め、同項の表中「三万千円」を「三万五百円」に改め、同条第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）」を「第二項第一号から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車（家用の乗用車を除く。）に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第七十二条の八第一項第一号イ②に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第七十三条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十二項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の第二十三項に規定するもの

附則第二十二條第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）附則第十一条の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。